

【補足資料】

「学生グループ入会」制度についての内規

2017年（平成29年）4月1日制定

1. 入会の条件

- 1) 正会員または名誉会員1名がグループ代表者となること。代表者は会費の支払い義務を負う。なお、代表者が正会員の場合、代表者自身の会費は本制度の会費に含まれない。
- 2) 入会者は学生資格を有する者に限る。
- 3) 入会者は、原則として、代表者と同じ機関（学校、研究所など）に所属する者に限る。

2. 会費

- 1) 入会金は必要としない。
- 2) 年会費は次の通りとする。
一口（入会者5名*まで） 16,000円 *代表者は含まれない
- 3) 同一代表者が申し込む口数は制限しない。
- 4) 年度途中からの入会でも年会費の月割りは適用しない。

3. 入会手続き

- 1) 代表者は入会者の名簿を添えて学会事務局に申し込み。名簿には、入会者全員の、a) 氏名、b) 所属（大学名、研究科名、研究室名など）、c) 学年を記載すること。
- 2) 申し込み後、理事会の入会審査で承認された場合、代表者宛に年会費の支払い請求が送られる。
- 3) 年会費の支払いが確認された日から当該年度末までの間、入会者に会員資格が発生する。
- 4) 次年度の会員資格を前年度中に得る場合、申し込み時にその旨を明確に伝えること。
- 5) 年度をまたいでグループ入会を継続する場合、年度末までに新年度の入会者名簿を提出すること。

4. 会員資格

- 1) 入会者は、通常の学生会員と同等の会員資格を有する。
- 2) 入会者が入会期間中に学生の身分を失った場合、会員資格は失われる。
- 3) 上記2)項に該当する場合、学生身分喪失後6ヶ月以内に正会員として入会申請をすれば会員資格（正会員）が維持される。この場合、入会金は必要とせず、当該年度の年会費は月割りで請求される。

5. その他

- 1) 学会誌ならびにニュースはグループごとに1部が代表者宛に送られる。ただし、1部（年間）1,000円で追加購入することができる。
- 2) 年度内での名簿の変更は認められない。ただし、限度数内の新規入会者の追加は認められる。
- 3) 年度末をもって名簿から外れる者が1ヶ月以内（翌年度4月末まで）に学生会員もしくは正会員として入会申請する場合、入会金は必要としない。
- 4) 代表者が退会もしくは会員資格喪失した場合も、当該年度末までは入会者の会員資格は維持される。
- 5) この内規の改廃は理事会が行う。

以上